７章
都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策

1 基本的な考え方
2 施策展開の方向性・具体的な施策

1 基本的な考え方

本市の人口ビジョンにおける現在の趨勢で推移したパターンでは、今後 20 年間程度は 70 万人台の規模で維持されますが、長期的にみると、令和 47（2065）年に約 60.2 万人と大きく減少するとしております。

また、近年の気候変動による水災害リスクの激甚化・頻発化により、居住を誘導する区域の防災性の向上が重要となっています。さらに、昨今のコロナ禍を受け、テレワーク導入やソーシャルディスタンスの確保など、人々のライフスタイルや価値観が変わりつつあり、このほか、「５G」などデジタル技術が著しく発展していることなど、これら社会情勢の変化への対応も求められています。

このような中、本市では、現在の暮らしやすさや都市活力・魅力を維持していくため、多核連携都市の実現に向けて様々な施策を展開していきます。

施策の展開にあたっては、上述の社会情勢の変化を踏まえつつ、第２次熊本市都市マスタープラン地域別構想（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 9 月修正）に示す多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方に、市民懇話会でも意見の多かった地域コミュニティの維持活性化を加え、以下に示す５つの視点を軸に取り組んでいきます。

①　都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、日常生活に必要なサービスが整う 15 の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図ります。

②　居住誘導区域における人口密度の維持

都市機能誘導区域や公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、良質な住宅の確保や快適でゆとりある都市空間の形成を図り、人口の転入や定住を支える居住環境の向上に取り組みます。

③　地域コミュニティの維持活性化等

本市の魅力の一つである自然環境等の保全に努め、既存集落の維持を図ると共に、市域全体の地域コミュニティの維持活性化を図ります。加えて、郊外部においては、防災面や低密度な市街地の拡大防止の観点等から、今後の開発動向等を踏まえ土地利用の方向性を検討します。

④　公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスタープラン(平成 28 年 3 月)や熊本地域公共交通計画との整合を図りつつ、誰もが移動しやすい持続可能な公共交通の実現に取り組みます。

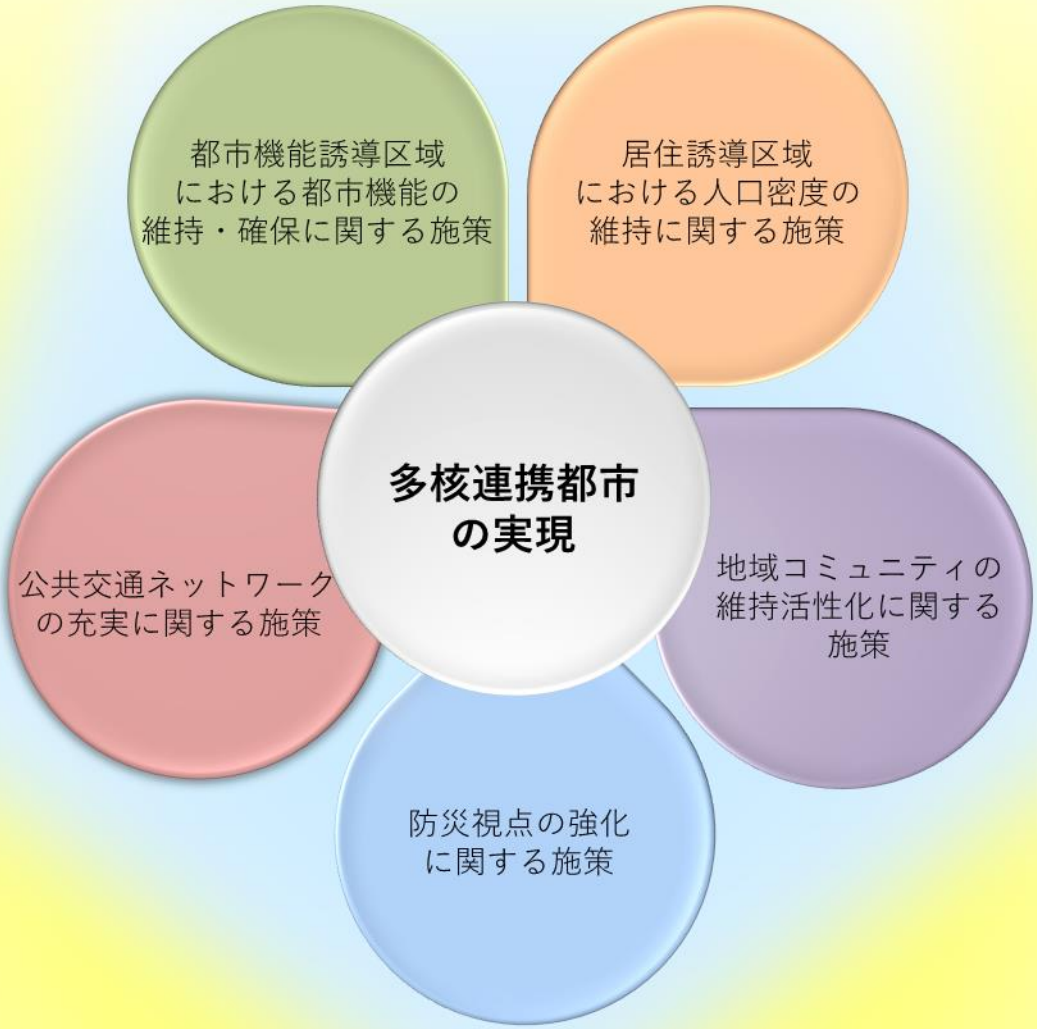
⑤　防災視点の強化

居住誘導区域を中心に、ハザード情報と都市の情報を組み合わせるなど、災害リスク分析・課題抽出等を行い、ハード、ソフト両面からの取組によりリスク回避・低減に取り組みます。

※詳細は「８章 防災指針」参照

以上の５つの視点を軸とした取組を進めることで、本市の暮らしやすさや魅力を人口減少・超高齢社会においても維持し、持続可能な都市づくりを進め、多核連携都市を実現していきます。

施策については、目標の達成状況等に応じて、既存施策の更新や新たな施策の盛り込みを実施していきます。



社会情勢の変化への対応

その他の施策

雇用の創出　女性が働きやすい環境づくり

出生率の向上　創業支援　など

◆施策の関連イメージ

2 施策展開の方向性・具体的な施策

これまで本市では、中心市街地活性化基本計画に基づき、桜町・花畑地区再開発事業や熊本駅周辺の整備など、熊本都市圏の中心である中心市街地地区の活性化を進めてきました。今後は、人口減少・超高齢社会において、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、中心市街地地区に加え、地域拠点の機能強化を推進していきます。地域拠点の機能強化にあたっては、公共交通ネットワークの充実や都市のスポンジ化対策など、各地域拠点に共通した施策を行政が主体となって立案・展開するとともに、各地域の皆様と連携しながら地域資源や特性を踏まえた個別の施策の立案・展開を進めていきます。

① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

医療・商業・金融の都市機能を中心市街地や地域拠点に誘導し集約することにより、日常生活に必要なサービスの維持・確保を図ります。

【凡例】
■ 実行中または実行予定の事業等
□ 実行・具体化に向けた検討

No	方向性	概要	事業名等()内は所管部局
1	中心市街地のにぎわい創出	災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造を目的として、建築物の防災機能強化など公共貢献に応じた容積率の割増や財政支援等のインセンティブにより都市機能の誘導を促進します。	■まちなか再生プロジェクト(都市建設局) など
2	都市のスポンジ化対策	空き地等低未利用地の集約等による利用の促進、地域まちづくり協議会等による身の回りの公共空間の創出等、都市のスポンジ化対策に取り組みます。	□低未利用土地権利設定等促進計画(都市建設局) □コモンズ協定(都市建設局) など
3	都市計画制度等の活用による都市機能の維持･確保	都市計画制度等の活用により、都市機能誘導区域において日常生活サービス機能を提供する施設の維持・確保や立地促進を図ります。	□用途地域の変更(都市建設局) ■都市再生特別措置法第 108 条に基づく届出(都市建設局) など
4	社会福祉施設等の維持･確保	高齢者福祉施設、子育て支援施設等の都市機能誘導区域への維持・確保を促進します。	■社会福祉施設等の立地優遇[第８期くまもとはつらつプラン(令和３～5 年度)](健康福祉局)
5	魅力あふれる都市空間の形成	安全で快適な歩行・自転車空間の整備や緑化等による魅力的な都市空間を形成します。	■自転車走行空間の整備(都市建設局) ■壁面等緑化補助制度(環境局) ■「つながりの森づくり」補助金の制度(環境局) など

○今後も必要に応じて、新たな施策の盛り込みや既存施策を更新していきます。

② 居住誘導区域における人口密度の維持

良質な住宅の確保、建築物の防災機能強化等、暮らしやすく安全・安心な居住環境を形成するための施策を推進します。

【凡例】
■ 実行中または実行予定の事業等
□ 実行・具体化に向けた検討

No	方向性	概要	事業名等()内は所管部局
1	空き家等の解消・道路環境の改善	空き家等低未利用地や狭隘な道路等を改善する面整備制度の活用等により、地域のコミュニティやまちづくり協議会等と連携しながら、良好な居住空間の形成を推進します。 また、空き家バンクや移住者対策等により空き家活用を推進します。	■空き家バンク事業(都市建設局) ■移住者向け中古住宅購入補助金交付制度(都市建設局) ■道路整備プログラム(都市建設局) ■地元要望等に基づく生活道路の整備(都市建設局) ■セーフティネット住宅改修事業(都市建設局) □低未利用土地権利設定等促進計画(都市建設局) □コモンズ協定(都市建設局) □空き家等利活用モデル事業(都市建設局) □お試し入居制度(都市建設局) など　など
2	都市計画制度等の活用による居住の誘導	都市計画制度を活用した住居専用地域の規制緩和や、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用して、居住誘導区域への居住の誘導や立地促進を図ります。	□用途地域の変更(都市建設局) ■都市再生特別措置法第 88 条に基づく届出(都市建設局) など
3	民間建築物の防災機能強化	民間建築物に対する耐震化・浸水対策に関し、金融機関等と連携し、防災機能の強化を促進します。	■戸建木造住宅の耐震化促進事業(都市建設局)る支援(都市建設局) □金融機関等との連携など防災機能強化住宅に対する支援(都市建設局)など

○今後も必要に応じて、新たな施策の盛り込みや既存施策を更新していきます。

③ 地域コミュニティの維持活性化

地域コミュニティの維持活性化に向け、まちづくりセンター等と連携して地域コミュニティ活動の支援などを進めます。また、低密度な市街地の拡大を防ぎ自然環境等を保全するとともに、防災面の観点から居住誘導区域を除く市街化区域においては、今後の市域全体の人口や開発・建築動向を注視しつつ、状況に応じて都市計画制度の活用を検討します。さらに都市計画法第 34 条 11 号指定区域（集落内開発制度指定区域等）を含む市街化調整区域においては、今後の開発動向等を踏まえ、土地利用の方向性を検討します。

【凡例】
■ 実行中または実行予定の事業等
□ 実行・具体化に向けた検討

No	方向性	概要	事業名等()内は所管部局
1	地域コミュニティ活動の支援	まちづくりセンター及び地域担当職員を中心に、地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信など地域コミュニティ活動の支援などを進めます。	■まちづくりセンターへの地域担当職員・相談窓口の設置（文化市民局・各区役所） ■自治会等事業への補助（文化市民局・各区役所） ■校区防災連絡会の設立支援（政策局・各区役所） ■地域団体等のコミュニティづくり活動への支援（文化市民局・各区役所） ■地域コミュニティセンター等への Wi-Fi 環境整備等（文化市民局・各区役所） など
2	農業の多面的機能の促進	農業の有する多面的機能の発揮を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。	■多面的機能発揮促進事業（農水局） など
3	市街化調整区域における開発行為の厳格化	市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可を厳格化するなど、危険なエリアにできるだけ住まわせないための規制・誘導を行います。	■都市計画法第 34 条 11 号指定区域における開発許可基準の見直し（都市建設局）　など

○今後も必要に応じて、新たな施策の盛り込みや既存施策を更新していきます。

④ 公共交通ネットワークの充実

熊本地域公共交通計画を推進し、公共交通の利便性向上を図り、公共交通の役割・課題・再生の視点を踏まえ、行政・公共交通事業者・事業者・住民の適切な役割分担のもと、将来を見据えた『誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通』の実現を目指します。

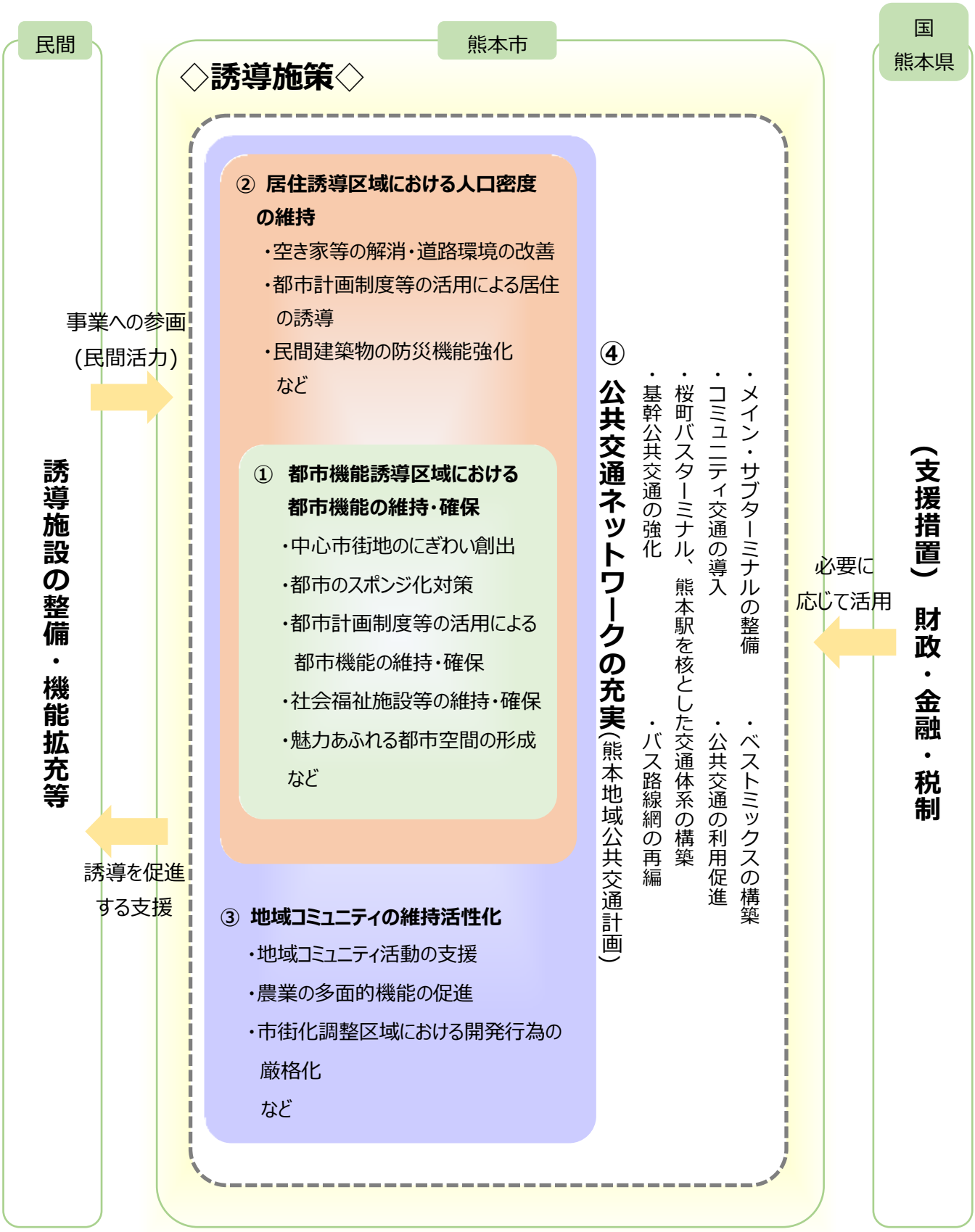
【凡例】
■ 実行中または実行予定の事業等
□ 実行・具体化に向けた検討

No	方向性	概要	事業名等()内は所管部局
1	基幹公共交通の機能強化	本市中心部と各方面の地域拠点等を結ぶ8軸を基幹公共交通軸に設定し、持続可能な地域公共交通網の骨格となる各基幹軸の形成を図ります。	■ゾーンシステムの導入 ■乗換拠点の整備 ■公共車両等の走行環境の改善 ■バス・鉄軌道等の輸送力の向上 等 (都市建設局・交通局等)
2	桜町バスターミナル・熊本駅を核とした交通体系の構築	広域交通拠点であり熊本都市圏の公共交通ネットワークの基点ともなる桜町バスターミナルと熊本駅については、互いの連携を強化し機能を補完するとともに新たなバス路線等についても検討を行います。	□桜町バスターミナル・熊本駅を核とした新たな路線の検討 等 (都市建設局・交通局等)
3	バス路線網の再編	基幹公共交通を担うバス路線については、ゾーンシステム乗換拠点において幹線と支線に分け、長大バス路線の効率化等、持続可能なバス網に向けた再編及び効率化を進めます。	□共同経営を中心とした持続可能なバス路線網の再構築 ■環状線(ループバス等)の導入 □輸送資源を活用した交通体系の効率化 等 (都市建設局・交通局等)
4	コミュニティ交通の導入	公共交通空白地域における日常生活に必要な移動手段の確保に加え、更なる利便性向上を図るため、デマンド型乗合タクシーなどの多様な運行形態によるコミュニティ交通の導入・維持を図ります。	■公共交通空白地域等へのコミュニティ交通の導入 □AIを活用したデマンド型タクシーの導入 等 (都市建設局等)
5	公共交通の利用促進	公共交通の利用促進に向けた行政・事業者等による公共交通の利用環境改善を進めるとともに、住民等への担い手としての意識醸成など利用促進に向けた啓発等に取り組みます。また、MaaS※1等の新たなモビリティサービスの展開を見据えて、ICT等を活かした情報提供や乗継検索などの検討・導入に取り組みます。	■バス・市電ロケーションシステム等の拡充 ■P&R・C&R※2等の拡充 ■車両・電停のバリアフリー化 ■公共交通の利用促進(啓発) ■待合環境の向上 □公共交通のシームレス化の推進 等 (都市建設局・交通局等)
6	ベストミックスの構築	地域特性に応じて、公共交通や自動車交通等の交通モードを効率的に組み合わせ、利便性の高い交通形態を構築し総合的な交通戦略を推進します。	上記の各事業全て (都市建設局・交通局等)

○今後も必要に応じて、新たな施策の盛り込みや既存施策を更新していきます。

※1 MaaS：モビリティ・アズ・ア・サービス。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応し複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

※2 P&R・C&R：パーク（サイクル）アンドライド。自宅から自家用車（や自転車）で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、中心部の目的地に向かうシステム


民間
熊本市
国
熊本県
◇誘導施策◇
② 居住誘導区域における人口密度の維持
・空き家等の解消・道路環境の改善
・都市計画制度等の活用による居住の誘導
・民間建築物の防災機能強化
など
① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保
・中心市街地のにぎわい創出
・都市のスポンジ化対策
・都市計画制度等の活用による都市機能の維持・確保
・社会福祉施設等の維持・確保
・魅力あふれる都市空間の形成
など
③ 地域コミュニティの維持活性化
・地域コミュニティ活動の支援
・農業の多面的機能の促進
・市街化調整区域における開発行為の厳格化
など
④ 公共交通ネットワークの充実（熊本地域公共交通計画）
・メイン・サブターミナルの整備
・コミュニティ交通の導入
・桜町バスターミナル、熊本駅を核とした交通体系の構築
・基幹公共交通の強化
・ベストミックスの構築
・公共交通の利用促進
・バス路線網の再編
事業への参画
（民間活力）
誘導施設の整備・機能拡充等
誘導を促進する支援
必要に応じて活用
（支援措置）財政・金融・税制

◆施策展開のイメージ